

令和6年第1回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和6年1月24日 開会

令和6年1月24日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和6年第1回新十津川町議会臨時会

令和6年1月24日（水曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 新十津川町手数料徴収条例の一部改正について

第4 議案第2号 令和5年度新十津川町一般会計補正予算（第5号）

○出席議員（10名）

1番	加藤	敏晃	君	2番	工藤	健	君
3番	深瀬	美奈子	君	4番	三師	優美	君
5番	大島	光敬	君	7番	杉本	初美	君
8番	鈴井	康裕	君	9番	樋坂	里子	君
10番	西内	陽美	君	11番	小玉	博崇	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	谷口	秀樹	君
副町長	寺田	佳正	君
教育長	久保田	純史	君
代表監査委員	岩井	良道	君
監査委員	奥芝	理郎	君
総務課長	久保田	篤司	君
住民課長	長島	史和	君
保健福祉課長	坂下	佳則	君
産業振興課長兼			
農業委員会事務局長	小松	敬典	君
建設課長	千石	哲也	君
会計管理者	内田	充	君
教育委員会事務局長	鎌田	章宏	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪田	謙治	君
--------	----	----	---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（小玉博崇君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和6年第1回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小玉博崇君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小玉博崇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、杉本初美議員。8番、鈴木康裕議員。両議員を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（小玉博崇君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（小玉博崇君） 日程第3、議案第1号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

- 町長（谷口秀樹君） 改めまして、おはようございます。ただいま上程いただきました議案第1号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正について。

新十津川町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

4ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由でございますけれども、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長から申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） 改めまして、おはようございます。ただいま上程いただきました議案第1号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正について内容のご説明を申し上げます。

今回の改正内容は、令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布され、町民の利便性の向上と戸籍事務の効率化を図るために、全国市区町村の戸籍情報を連携させる新たな戸籍システムを構築し、5年以内に施行するとされたことを受け、令和6年3月1日から新たなサービスを提供することに伴う手数料を定めるものでございます。

新たなサービスの一つ目としまして、今まで本籍地のみに限られていた戸籍謄本や除籍謄本の交付が、本籍地以外の市区町村窓口においても取得可能となります。

二つ目としまして、他の行政機関への手続きの際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするための識別符号の発行が始まります。

三つ目としまして、届出等の書類をスキャンした画像情報の内容に係る証明書についても、交付又は閲覧が可能となるものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表1ページをご覧ください。

第2条関係の別表を改正するものでありまして、1枠目は、広域交付を含めた戸籍謄本等の額を定めたものでございますが、額の変更はございません。

2枠目は、戸籍の記載事項証明書の交付の額でありまして、額の変更はございません。

3枠目は、新たに規定された戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料で、400円に定めております。

2ページに移りまして、4枠目は、広域交付を含めた除籍謄本等の額を定めたものでありまして、額の変更はございません。

その下5枠目は、除籍の記載事項証明書の交付の額でありまして、こちらも額の変更はございません。

3ページに移りまして、6枠目は、新たに規定された除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料で、700円に定めております。

7枠目は、受理証明書の交付、届出書等の記載事項証明書の交付、届出書等情報内容証明書の交付に係る手数料でありまして、額の変更はございません。

4ページに移ります。

8枠目は、7枠目のうち、上質紙を用いた婚姻届け等の受理証明書の交付に係る手数料でありまして、こちらも額の変更はございません。

9枠目は、届出等の閲覧、届出等情報の内容を表示したものの閲覧に係る手数料でありまして、額の変更はございません。

10枠目は、住民基本台帳に係るものでありますが、閲覧とあるものを閲覧に供する事務と文言修正するものでございます。

議案書の4ページにお戻りください。

附則について申し上げます。

この条例は、令和6年3月1日から施行いたします。

以上、新十津川町手数料徴収条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

1番、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） それではお伺いいたします。まずですね、今回のこの手数料徴収条例の一部改正につきましては、住民の方の負担が新たに発生するといえますか、負担する額について決めるものになりますので、我々としても、じっくり審査する必要があったのではないかなと思うんですけれども、今回の臨時会での議案の提出になった理由についてお聞かせください。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（長島史和君） ただいまの1番議員のご質問にお答えいたします。

まず、負担の部分でございますが、こちらは国で定めた金額によりまして、それを参酌して決めるということになっておりますので、これは全国的な金額ということでご理解いただきたいと思います。

また、そういった中で今回臨時会で上程させていただいたものとしたしましては、3月1日からこれが始まるということでございますので、直近の今回臨時会で上程させていただいたという内容でございますが、内容につきましては、全国一律ということでございますのでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員よろしいでしょうか。

はい、加藤議員。

○1番（加藤敏晃君） それでは、12月の定例会のときに議案を提出いただくことはできなかったのかどうか、お聞かせください。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（長島史和君） ただいまの1番議員のご質問にお答えいたします。

今回の改正内容が、12月の定例会には間に合わなかったという日程的なものがございますが、3月1日に間に合わせるためということで、今回臨時会がございましたので上程させていただきましたが、もし臨時会がなければ3月議会に専決事項ということでご報告させていただくような流れで考えておりましたが、今回臨時会がございましたので、こういった形で説明させていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 加藤議員よろしいでしょうか。

ほか質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（小玉博崇君） 日程第4、議案第2号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 谷口秀樹君登壇〕

○町長（谷口秀樹君） ただいま上程をいただきました議案2号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第5号。

令和5年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,931万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億4,220万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長からご説明申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 寺田佳正君登壇〕

○副町長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました議案第2号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第5号の内容の説明をいたします。

12ページ、13ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみご説明をいたします。

歳入。

15款、国庫支出金。補正額3,159万1千円、計6億1,705万円8千円。

補正額全額が、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的に創設されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、今回の補正予算につきましては、そのほと

んどの事業が、この交付金を活用してのものとなっております。

16款、道支出金。補正額2,509万5千円、計6億3,761万円。

19款、繰入金。補正額262万4千円、計6億4,020万6千円。

歳入合計。補正額5,931万円、計71億4,220万1千円。

次に、13ページ、歳出でございます。

2款、総務費。補正額150万円、計7億4,475万2千円。財源は、国道支出金680万9千円、一般財源530万9千円の減額。

3款、民生費。補正額996万4千円、計12億2,497万1千円。財源は、国道支出金898万2千円、一般財源98万2千円。

6款、農林水産業費。補正額3,299万5千円、計6億3,949万8千円。財源は、国道支出金3,209万5千円、一般財源90万円。

7款、商工費。補正額890万円、計2億4,011万円。財源は、国道支出金590万円、一般財源300万円。

8款、土木費。補正額595万1千円、計10億2,374万5千円。財源は、一般財源595万1千円。

10款、教育費。補正額ゼロ。財源更正で国道支出金290万円、一般財源290万円の減額です。

歳出合計。補正額5,931万円、計71億4,220万1千円。財源内訳、国道支出金5,668万6千円、一般財源262万4千円となります。

次に、20ページをお開き願います。

歳出の内容を申し上げます。

2款1項5目企画費。補正額100万円、計2億3,212万3千円。財源は、国道支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金680万9千円、一般財源は580万9千円の減額となります。

一般財源の減額につきましては、令和5年第3回定例会において予算補正しました物価高騰生活支援事業について、特定財源の不足により1,353万8千円分を一般財源にて執行する予定としていましたが、その後に創設された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についても、物価高騰生活支援事業への財源充当が可能との見解が示されましたので、その一部を充当することとして、財源更正を行うものです。

事業内容を申し上げます。20番、地域公共交通緊急支援事業100万円は、燃料高騰の影響を受けている路線バス運行事業者に対し、事業の継続性と安定化のために必要な車両維持管理費の一部を交付するもので、中央バス滝新線の運行に必要なバス車両2台分について支援を行うものです。

次に、10目諸費。補正額50万円、計1億8,710万4千円。財源は、すべて一般財源となります。

内容を申し上げます。9番、能登半島地震義援金50万円は、本年1月1日に発生した能登半島地震により被災された皆さまに対しまして、義援金を贈りたいとするものでございます。

続きまして、22、23ページとなります。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額996万4千円、計2億2,551万6千円。財源は、国

道支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金898万2千円、一般財源は98万2千円となります。

内容を申し上げます。15番、社会福祉施設等物価高騰対策事業798万2千円は、エネルギーや食料品の物価高騰の影響を受けている医療、福祉サービスを担う事業所に対し、継続的かつ安定的な事業運営のための支援を行うもので、エネルギー価格高騰対策分として31事業所分、542万9千円、食料価格高騰対策分として20事業所分、255万3千円を計上しております。

次に16番、低所得者支援臨時給付金支給事業198万2千円は、国が物価高騰に対する低所得者支援として、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に、一世帯当たり10万円の支給、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯及び住民税非課税世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯に対して、児童1人当たり5万円の支給を行うこととしましたので、これらに必要となる事務経費について計上をするものです。

なお、給付金につきましては、事務手続き上、本年度内の執行が間に合わないことから、令和6年度当初予算に計上をすることとしてございます。

続きまして、24、25ページとなります。

6款1項2目農業振興費。補正額3,299万5千円、計4億3,839万8千円、財源は、国道支出金3,209万5千円で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金700万円、担い手確保・経営強化支援事業補助金2,509万5千円、一般財源は90万円となります。

内容を申し上げます。21番、肥料価格高騰緊急対策事業790万円は、高騰する肥料購入費の負担軽減のため、化学肥料の低減の取組みを行う農業者に対し、北海道が実施する肥料価格高騰緊急対策と協調して支援を行うものでございます。

支援対象は、令和5年6月から12月までに発注した化学肥料で、全体量の見込みを2,500トン、1トン当たり単価の上限を3,125円として計上をしております。

次に22番、担い手確保・経営強化支援事業2,509万5千円は、意欲的な取り組みにより、経営構造の転換、経営の発展を図ろうとする担い手等が、融資を活用するなどして農業用機械を導入する際に、国の補助金が交付されるもので、令和5年12月末に、農業法人1社が補助採択となったものでございます。

導入する農業機械は、コンバイン、自動操舵システム付きトラクター、麦大豆等の播種機、プラウなどで、補助率は2分の1、町を経由して農業者に補助金が交付される仕組みとなっております。

続きまして、26、27ページとなります。

7款1項1目商工振興費。補正額890万円、計9,607万4千円。財源は、国道支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金590万円、一般財源は300万円となります。

内容を申し上げます。12番、緊急経済対策事業890万円は、エネルギーや原材料などの価格高騰により、中小企業者の事業活動に大きな影響が生じていることから、この影響緩和のために支援金を給付するもので、法人に対して10万円、個人事業主に対して2万5千円の定額を給付するものです。

対象となる事業者数は、法人で78、個人事業主38を見込んでございます。

続きまして、28、29ページとなります。

8款2項1目道路維持費。補正額595万1千円、計3億4,782万4千円。財源は、すべて

一般財源となります。

内容を申し上げます。3番、道路維持車両管理事業595万1千円は、除雪ドーザ、エンジンの修理経費となります。除雪作業で稼働しているドーザのうち、町が保有するものは4台となりますが、そのうちの1台である平成22年度導入の除雪ドーザ、エンジンのクランクシャフト部が、1月19日に故障し使用できない状態となったことから、早急に修繕を行う必要が生じたものでございます。

修繕は、供給可能な修理部品が限られている状況にあることから、分解によるオーバーホール修繕ではなく、リビルトされたエンジンへの交換により行う予定としてございます。

続きまして、30、31ページとなります。

10款5項3目学校給食運営費。補正額ゼロで財源更正となります。国道支出金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金290万円で、一般財源は290万円の減額となります。

給食提供につきましては、昨今の物価高騰の状況を鑑みて、本年度予算に、賄材料費の物価上昇分を特別枠として措置しているところではありますが、この経費の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が充当可能であることから、その一部を充当することとして財源更正を行うものでございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小玉博崇君） 以上で、議案第2号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 2款総務費でまずお伺いいたします。能登半島地震義援金50万円ですが、これにつきましては、その送り方ですね。直接石川県の方に送られるのか、ある団体を通じて送られるのかということをお伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（久保田篤司君） 10番議員のご質問にお答えいたします。

義援金の送付ですけれども、日本赤十字社の新十津川町分区を通じまして義援金を送らせていただくということで、議決をしましたら、1月中にはそういった形で振り込みたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 西内議員よろしいでしょうか。

ほか質疑ございますか。

10番、西内議員。

○10番（西内陽美君） 8款の土木費でお伺いいたします。エンジンの交換ということですが、交換が済んで正常に作業に戻れるようになる見込みは、いつ頃になりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小玉博崇君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（千石哲也君） 10番議員の質問にお答えいたします。

本日、議決賜りましたら、すぐ修繕の方に入ります。先ほど、副町長から説明ありましたがけれども、リビルト品、リビルト品というのは、中古のエンジンを修理して新品同様にしているエンジンを載せ替える修理を行います。約10日ぐらいで修繕はできるということで聞いております。以上でございます。

○議長（小玉博崇君） 西内議員よろしいでしょうか、
ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小玉博崇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、令和5年度新十津川町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（小玉博崇君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（小玉博崇君） 令和6年第1回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時32分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員